

神奈川県立県民ホール条例施行規則をここに公布する。

神奈川県立県民ホール条例施行規則

(指定管理者指定申請書)

第1条 神奈川県立県民ホール条例(昭和49年神奈川県条例第1号。以下「条例」という。)第4条第1項に規定する申請書は、神奈川県立県民ホール指定管理者指定申請書(別記様式)とする。

(指定管理者の公募の公告)

第2条 知事は、指定管理者を公募するときは、神奈川県公報に次に掲げる事項を公告しなければならない。

- (1) 指定管理者を公募する施設の名称及び指定の期間
- (2) 指定管理者の指定の基準
- (3) 申請書の受付期間及び受付場所
- (4) 指定管理者の指定の申請に関し必要な事項を記載した書類の配布期間及び配布場所
- (5) その他必要な事項

(指定管理者の指定の基準)

第3条 条例第5条第6号に規定する規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 必要な人材を確保することができること認められること。
- (2) 県民の文化芸術の振興及び福祉の増進を図るための施設としての神奈川県立県民ホール(以下「県民ホール」という。)の役割を適切に担えること。

(本館の利用の申込み)

第4条 条例第11条第1項の規定により本館の利用の承認を受けようとする者は、次の各号に掲げる施設にあつては当該各号に定める期間内に指定管理者に申し込まなければならない。この場合において、国際的な催し等で次の各号に定める期間前に利用の申込みをしなければ催し等の開催に支障を生ずると認められるもののうち、知事の承認を得て指定管理者が定める基準に該当するものを開催するための当該各号に掲げる施設の利用については、利用月(利用しようとする日(以下「利用日」という。))の属する月をいう。以下同じ。)の24月前の月の初日から14月前(会議室及びリハーサル室にあつては、6月前)の月の末日までの期間に申し込むことができる。

- (1) 大ホール、小ホール、楽屋(大ホール又は小ホールと併せて利用する場合に限る。)及びギャラリー 利用月の12月前の月の初日から利用日の7日前まで
- (2) 会議室及びリハーサル室 利用月の4月前の月の初日から利用日の3日前まで

2 前項第1号に掲げる施設について、同一日時に同一施設の利用の申込みが、同項第1号に定める期間内において指定管理者が別に定める期間に、2以上の申込者によりされたときは、指定管理者は、抽せんを行い、申込者を定める。

3 第1項の規定にかかわらず、指定管理者及び神奈川県が芸術文化の振興を図ることを目的として設立した財団法人神奈川芸術文化財団(平成5年10月25日に財団法人神奈川芸術文化財団という名称で設立された法人をいう。以下「財団」という。)が催しを主催又は共催する場合は、指定管理者及び財団は、同項に定める期間前においても利用の申込みをすることができる。

(神奈川芸術劇場の利用の申込み)

第5条 条例第11条第1項の規定により神奈川芸術劇場の施設(ホール、大スタジオ、中スタジオ、小スタジオA、小スタジオB及び楽屋(ホール、大スタジオ、中スタジオ、小スタジオA又は小スタジオBと併せて利用する場合に限る。))をいう。以下この条において同じ。)の利用の承認を受けようとする者は、利用月の14月前の月の初日から利用日の7日前までに指定管理者が定めるところにより申し込まなければならない。

2 前項に定める期間内において神奈川芸術劇場の施設の利用の申込みがあつたときは、指定管理者は、知事の承認を得て指定管理者が定める基準に基づき利用の申込みに係る調整を行い、申込者を定める。

3 第1項の場合において、国際的な催し等で同項に定める期間前に利用の申込みをしなければ催し

等の開催に支障を生ずると認められるもののうち、知事の承認を得て指定管理者が定める基準に該当するものを開催するための神奈川芸術劇場の施設の利用については、利用の承認を受けようとする者は、利用月の24月前の月の初日から16月前の月の末日までの期間に申し込むことができる。

4 第1項及び前項の規定にかかわらず、指定管理者及び財団が催しを主催又は共催する場合は、指定管理者及び財団は、第1項及び前項に定める期間前においても利用の申込みをすることができる。

(利用の制限)

第6条 条例第11条第2項第4号に規定する県民ホールの管理上支障があると認められるときは、次に掲げるときとする。

(1) 本館の大ホール、小ホール、リハーサル室、会議室若しくはギャラリー又は神奈川芸術劇場のホール、大スタジオ、中スタジオ、小スタジオA若しくは小スタジオBを引き続き指定管理者が別に定める期間を超えて利用するとき。

(2) その他指定管理者が県民ホールを利用することが不相当と認めるとき。

(入場の制限)

第7条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者には、県民ホールへの入場を拒否し、又は退場を命ずることができる。

(1) 他人に危害又は迷惑を及ぼすおそれのある者

(2) その他管理上支障があると認められる者

(遵守事項)

第8条 県民ホールを利用する者(承認を受けた者又は利用目的に応じて入場した者をいう。)は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 利用目的以外の目的に県民ホールの施設及び設備を利用しないこと。

(2) 付属設備を県民ホール外に持ち出さないこと。

(3) 許可なく壁、柱、窓、扉等にポスター、看板、旗、懸垂幕その他これらに類するものを掲げ、若しくははりつけ、文字等を書き、又はくぎ類を打たないこと。

(4) 許可なく危険若しくは不潔な物品又は動物を持ち込まないこと。

(5) 許可なく火気を使用し、又は特別の設備をしないこと。

(6) 収容定員を超えて入場させないこと。

(7) 所定の場所以外の場所で飲食し、又は喫煙しないこと。

(8) 許可なく寄付金の募集、物品の販売等を行わないこと。

(9) 騒音、怒声等を発し、又は暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。

(10) 係員の指示に従うこと。

(利用料金の承認の申請)

第9条 指定管理者が利用料金の承認を受けようとするときは、収支予算書その他知事が必要と認める書類を添付して知事に申請しなければならない。

(入場料を徴収しない場合の定義)

第10条 条例別表第1及び別表第2に規定する利用に係る催し等について入場料を徴収しない場合とは、次に掲げる場合をいう。

(1) 入場者から当該催しに係る対価を直接又は間接に徴収しない場合

(2) 入場者が当該催しに要する経費を直接又は間接に負担しない場合

附 則

この規則は、神奈川県立県民ホール神奈川芸術劇場の最初の指定管理者の指定の期間の初日から施行する。ただし、第9条の改正規定(「別表第1」の次に「及び別表第2」を加える部分に限る。)は、公布の日から施行する。

別記様式  
(第1条関係)

神奈川県立県民ホール指定管理者指定申請書

年 月 日

神奈川県知事殿

申請者の主たる  
事務所の所在地  
法人等の名称  
代表者の氏名

地方自治法第244条の2第3項及び神奈川県立県民ホール条例第5条の規定により、指定管理者の指定を受けたいので申請します。